

ふるさと研究員認定要項

1 目的

福井県里山里海湖研究所（以下「研究所」）では、県内の里山里海湖を「守る・学ぶ・活かす・伝える」活動に対する知恵や技を持ち、研究所の活動に協力する県民を「ふるさと研究員」として認定する。認定したふるさと研究員との共働により、体験イベントや講演活動、知恵の伝承活動などを実施し、県内における里山里海湖の活動を盛り上げていくことを目的とする。

2 活動内容

ふるさと研究員は、研究所と協力して次の活動を行う。

- (1) 研究所が主催するイベント等での活動（講師等）
- (2) 県内小中学校や保育園、活動団体等への出張講座
- (3) 里山里海湖に関する啓発記事の執筆（研究所ホームページ等に掲載）
- (4) その他、里山里海湖の普及啓発に寄与する活動

3 認定要件

次の要件を満たしている県民とする。

- (1) 里山里海湖研究所の活動に理解と関心を持ち、活動に協力する方
- (2) 里山里海湖を「守る・学ぶ・活かす・伝える」活動に継続的に取り組み、その知恵を伝えられる方
 - ・「守る」 里山里海湖の保全・再生活動
 - ・「学ぶ」 里山里海湖における体験教育活動
 - ・「活かす」 里山里海湖の資源を使った食・工芸・産品づくり
 - ・「伝える」 地域に伝わる伝統、習俗、技などを伝承する活動
- (3) 一期2年の委嘱とする（ただし、更新は妨げない）
- (4) 各種法令を遵守している方

4 活動条件

ふるさと研究員には、活動内容に応じて次の手当を支給する。なお、活動時には研究所から支給する腕章等を着用するものとする。

- (1) 日 当 10,000 円（半日 5,000 円）
- (2) 交通費 県規程に基づき支給

5 応募方法

ふるさと研究員の認定を受けようとする者は、応募用紙およびその他必要書類を下記応募先へ提出するものとする。

応募先 福井県里山里海湖研究所

〒919-1331 三方上中郡若狭町鳥浜 122-31-1

TEL : 0770-45-3580 FAX : 0770-45-3680

Mail : satoyama@pref.fukui.lg.jp

6 選考方法

候補者について、研究所が開催する選定会議にて認定者を決定する。

7 認定の取消

下記のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがある。

- (1) 3に規定する認定要件を満たさなくなったとき
- (2) 認定辞退の申し出があったとき
- (3) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき

8 所管

当認定制度は、福井県里山里海湖研究所が所管する。